

平成27年10月から 全国一斉にマイナンバー制度が始まります

平成25年に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、社会保障、税及び災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されます。

マイナンバーとは？

今年の10月から、日本国内の住民票があるかたに通知される、一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバー（個人番号）といいます。個人が特定されないように、住所地や生年月日などに関係のない番号が割り当てられます。また、法人には1法人1つの法人番号（13桁）が指定されます。

マイナンバーで、
もっと便利に
暮らしましょう

マイナンバーは各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤になります。さらに、国や都道府県及び市町村で分散管理する情報の連携がスムーズになり、行政手続きが簡素化されるなど、様々なメリットをもたらします。（下図）

マイナンバーは、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っているかたにきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。



マイナンバー制度 実施の流れ

▼平成27年10月以降

- ・住民票の住所に通知
住民票を有するかた（住民票がある外国人を含む）に、平成27年10月以降、マイナンバーを記した通知カードが送付されます。原則として、通知カードは住民票の住所へ世帯ごとを送られます。

通知カードは、紙製のカードを予定しており、氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）、マイナンバーが記載されたものになります。

※通知を確実に受け取られるよう、今のお住まいと住民票の住所が異なるかたは、お住まいの市町村に、住民票の異動を願います。

▼平成28年1月

- ・マイナンバーの利用開始
税の手続きや年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きで、マイナンバーの利用が開始されます。申請者への個人

番号カード交付も始まります。

個人番号カードには、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示されます。通知カードでマイナンバーが通知された後に、申請すると、平成28年1月以降、個人番号カードの交付を受けることができます。

▼平成29年1月

個人ごとのポータルサイト「マイポータル」の運用開始
マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか自宅のパソコンなどから確認でき

るようになります。また、行政機関からのお知らせも受け取ることができます。

▼平成29年7月

地方公共団体なども含めた情報連携を開始
現在は、社会保障給付などの申請を行う際に必要な情報を、申請者が添付書類を入手し行政機関などに提出していますが、平成29年7月からは、申請を受けた行政機関などが、関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、申請者が窓口で提出する書類が簡素化されます。

平成28年1月以降、マイナンバーは、こんな場面で必要となります

- マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。
- 社会保障、税、災害対策の分野の手続きで、申請書などへのマイナンバーの記載が必要となります。
- 事業主は従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保障の手続きを行うこととなります。
- 税の手続きにおいて、証券会社、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

民間事業者のみならず、マイナンバーを取り扱います

- 平成28年1月以降、税や社会保障の手続きで従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。
- 源泉徴収票の作成手続き
- 健康保険・厚生年金・雇用保険の手続き
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の支払調書作成など

※10月以降「通知カード」が届きます。

※申請により個人番号カードが
交付されます

○個人番号カード



※カードのデザインは、現在検討中です。

マイナンバーについて、詳しくは以下をご覧ください。

○内閣官房のホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> **マイナンバー** 検索

○政府広報オンライン <http://www.gov-online.go.jp> **政府広報** 検索

○マイナンバーのお問合せはコールセンター ☎ 0570-20-0178

[全国共通ナビダイヤル] 9:30～17:30（土日祝日・年末年始を除く）

※平成27年10月から平成28年3月までの半年間は平日の開設時間を20:00まで延長。

また年末年始を除く土日祝日も17:30まで開設予定です。

※一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合は、050-3816-9405におかけください。

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※外国語対応（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）は0570-20-0291におかけください。

◎問い合わせ先/マイナンバーの通知及び個人番号カードに関すること▶町民生活課☎53-2114

その他制度に関すること▶企画財政課☎53-2112